

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

会 議 名	平成27年度第2回高松市介護保険制度運営協議会
開 催 日 時	平成27年6月18日(木) 午後2時30分～午後3時30分
開 催 場 所	高松市男女共同参画センター5階第8会議室
議 題	(1) 介護予防・生活支援サービス提供体制の構築に向けた協議体について (2) 介護予防・生活支援サービスの実施に向けたスケジュールについて (3) 介護予防・生活支援サービスに関するニーズ調査結果について (4) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出席委員	27人
	井上 智恵、氏部 隆、梅村 謙二、喜田 清美、木村 昭代、後藤 守、 近藤 厚志、諏訪 幸子、辻 章伯、徳増 育男、中村 明美、中村 照江、 早馬 久香、藤目 真皓、古川 有希子、植野 英一、片山 仁子、川崎 視、 工藤 猛志、高嶋 伸子、高橋 英雄、武島 章、多田羅 治、横倉 益弘、 虫本 光徳、森岡 幸彦、山下 隆資(会長)
傍 聴 者	0人
担 当 課 及 び 連 絡 先	介護保険課 839-2326 地域包括支援センター 839-2811 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 839-2345

協議経過及び協議結果	
(1) 健康福祉局長挨拶	
－ 以 後 審 議 －	
<b>議題 (1)</b>	<b>介護予防・生活支援サービス提供体制の構築に向けた協議体について</b>
	資料1に基づき、事務局から説明した。
(議長)	何か質問はございますか。何かございましたら挙手をお願いします。 ただ今のところ特に質問もないようでございますので、議題2に入らせていただきます。
<b>議題 (2)</b>	<b>介護予防・生活支援サービスの実施に向けたスケジュールについて</b>
	資料2に基づき、事務局から説明した。
(議長)	ただ今、議題2について説明がありましたが、このスケジュールの説明について何か御質問ございませんか。

(A委員) 周知期間で半年、とっておられますが、例えば、今、イメージとして考えられている周知方法としてはどのような形でやられるのですか。

(事務局) 今現在考えているのは、周知は、市民向けと、この事業に携わります事業所の皆様にこの総合事業の仕組みを知っていただくことが一番かと思っております。

事業所につきましては、居宅介護支援事業所の皆様、まず、ケアマネジャーに集まっただいて、少しずつ、小分けにして説明していきたいと思っております。

それから市民の皆様にはできるだけこちらの方から出向いていきまして、周知啓発していきたいと思っております。

(A委員) 半年で、40万市民に広がるのですか。

(事務局) なかなか難しいところとは思われますが、10月のスタートでまず10月1日から介護認定で要支援1・2の方から少しずつ段階的に変わっていきますので、全てが10月にがらっと変わるわけではございませんので、少しずつ皆様に分かっていってもらえると思っております。

(A委員) 具体的に言うと、今、携わっておられる人は自然とそれが対応できると思うのです。そうではなく、将来やらなければならない人を含めて、例えば、地域のコミュニティを通じて周知をするのは、半年以上とってもいいのではないかと思います。

例えば、先ほどの4本の柱についても一般市民は寝耳に水です。今元気に働いている高齢者の方に地域の担い手として働きなさいと言われても放っておいて欲しいと思います。そういう面での意識改善からしていかないといけないと思います。そういう整備ができないと、本当に将来に渡って、地域包括ケアとはどういうものか。高松市はどういう取組をして、何をしてくれるのかが、なかなか理解できないと思います。

(事務局) おっしゃる通りだと思います。皆さんの意識を変えていくことが、まず一番だと思います。今回の介護保険の改正で、全国の自治体に取り組んでいくこととなりますので、高松市におきましても、この機会が大きな転機で、2025年に向けてこれからスタートになるということで、10月に新しく事業が開始いたしますが、徐々に、地域づくり、それから地域の担い手ということで、みなさんの意識が変わっていき、地域づくりに向いていくのかと思われます。ですので、10月に全てが固まった状態になるのではなく、意識が変わっていくスタートだと思っただければと思います。

(A委員) 行政が時間をかけるというのはどの程度を考えているのですか。なかなか市民の意識は変わらないし、周知啓発というのは難しいと思う。

(事務局) 御意見ありがとうございます。確かに決まってからの周知啓発というのは半年で進まないというのは、御指摘のとおりだと思います。

なので、最終的な形がここで御議論していただいた上で決まるのですが、その前の段階で、国の方がまずこういう制度を考えていますよ、高松市もそれに向けて取り組んでいますよ、というような周知啓発を早め早めに、今年度中から時間をかけて、周知していかないといけないと思います。その方法につきましては、具体的に検討させていただきたいと思います。

(事務局) 先ほどの御質問ですが、4月よりも少し早めに国の制度が大きく変わっていると

いうことを事前に市民の方に知らせていくというのを言われたと思うのですが、一つの案として、琴電の利活用の中で長寿健康ゾーンというのがあるのですが、そこで10月のイベントといたしまして、こういう制度が変わっていくことについて、現時点で説明できることについて、市民向けの講演会を考えております。

(議長) それでは何か御質問ございませんか。

(B委員) ケアマネジメントの手法の設定とケアマネジャーの周知というのが、28年4月ということだが、もしよろしければ、ケアマネジャーさんに早い時点で周知してくれた方が、いいのではと思います。それと、地域づくりでいうのならば、利用者ニーズの把握ということで、地域エリアでニーズキャッチされたと思うのですが、地域資源が足りないという人に対して、何かアプローチするようなスケジュールがあってもいいのではないかと思います。

(事務局) ありがとうございます。まずケアマネジャーさんでございまして、おっしゃる通り、ケアマネジメントの手法が、今、ABCの3パターンで、国の方が示しております。地域包括支援センターと連携いたしまして、今後、居宅の事業所さんに御協力していただかなくてはいけないものでございまして、できるだけ早い段階にケアマネジャーさんには御説明できたらと思います。

それから2点目でございますが、地域づくりでということで、地域資源が足りていないところでございまして、まず、このスケジュールの28年10月スタートの段階では、もちろん地域資源につきましては、地域性がありますので、地域で足りていない部分につきましては、今後、民間企業、NPO、住民など、多様な主体が参画でき、多様な提供ができるように、今後、時間をかけて考えていきたいと思っております。

(議長) それでは、何か。それでは特に意見もないようでございましたら、議題3に入らせていただきます。

### 議題 (3) 介護予防・生活支援サービスに関するニーズ調査結果について

資料3に基づき、事務局から説明した。

(議長) ただ今の議題3の説明について何か質問はございませんか。

(C委員) 事前に膨大な資料をいただいて読んでいただきましたが、単純に教えていただきたいのですが、例えば9ページで、お年寄りさんが支援して欲しいということで買い物代行、ゴミ出し、お墓・仏壇の掃除、電球交換だとかは、色々なNPO団体とか事業所とかで回っていくのかなという気がするのですが、それを地域の比較のお元気なお年寄りが、そういう支援を要されているお年寄りに支援をする場合に、誰がどのように動き出して、それは全くボランティアなのかなど、どういうふうイメージして、この会でこれからこの資料を聞いていけばいいのかが分からないので、教えていただければと思います。

(事務局) 御質問ありがとうございます。今後、元気なお年寄りが、そういう自分の時間を使って、例えば、ゴミ出しならできるよとか、それぞれ活動の範囲は色々かと思っております。今後は、こういう住民主体でやっていく仕組みを同時に作っていくことが、この事業の始まりでございます。そういう住民が主体になって支えていく仕組みを

もう少し小さい単位の中学校区であったり、コミュニティの自治会の単位であったり、というところで考えていかなければならないことと、既に地域によっては地域の支えあいスタートしている地区もあるとは聞いているのですが、そういうモデル的なところも聞きながら、高松市で少しずつでも広げていく仕組みを作っていくことも、一緒に考えていかなければならないところがございます。

(議長) よろしいですか。具体的なそれぞれ地域について必要によって色々変わってくると思いますが。

(A委員) すいません。もう一ついいですか。具体的に例えば、高齢者の一人として生活保護を受けている人や所得が非常に恵まれない人の場合、この利用料が、払えない場合はどうするのですか。

(事務局) この総合事業におきましては、それぞれ自治体の判断で単価も、利用料も設定でき、低所得の方へのサービスの方も考えていくようになります。皆様の御意見等を参考にしながら、例えば、非課税の方は、利用料をこうしていくということも考えていき、市町村の判断で設定することができる事業でございますので、ぜひ御意見、御意向をお聞きして、進めて参りたいと思います。

(議長) よろしいですか。それでは最後の議題4に入らせていただきます。

#### **議題 (4) その他**

(議長) これは私の方から説明させていただきます。

これは本協議会の部会についてでございます。前回4月16日の介護保険制度運営協議会の資料の中で、事務局から部会を設置する場合の案の提案がございましたけど、その後、事務局と協議した結果、部会の分け方、部会に属する委員の方は、本日、机の上にお配りしておりますように、設置要綱の第8条第2項の規定により、部会に属すべき委員及び臨時委員は会長が指名するものとなっておりますので、今後、部会を開催する場合には、資料記載の委員の皆様で開催させていただきたいと思っております。

この点で質問はございますでしょうか。

特に無いようでしたら、その他について何か事務局からございませんでしょうか。

(事務局) スケジュールのところでお話しました、次回の協議体の開催でございますが、次回は8月に予定しております。次回は、8月27日木曜日午後2時から市役所の13階で開催させていただきたいと思います。

また、改めまして文書で御案内もさせていただきますので、お忙しい所、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

(議長) 今の予定では、次回の開催ですが、8月27日木曜日午後2時から開催させていただきます。